

武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会
と議会各会派等との意見交換会

平成 30 年 8 月 22 日（水）

<民主・生活者ネット>

事務局において資料の確認をしたあと、座長から本日の趣旨について説明を行い、その後意見交換

【A議員】 どうもお疲れさまです。民主生活者ネットの代表をしていますAと申します。これまでいろいろご尽力いただきましてありがとうございました。貴重な素案となっているかと思います。基本的には、市長の諮問機関ですから、その内容についてこちらがとやかく言う立場でもないのですけれども、ちょっと前提になっていることを幾つか確認させていただきたいと思っています。

これは、議会基本条例もつくっている中で執行部との関係をいろいろ整理しているのですが、その中で、どうも逆にこちらの懇談会に足を引っ張られてしまっていて、私たちの議会基本条例が進めなくなっている状況にあるものですから、これは一体どういうことなのかを確認させていただきたいと思います。要は、執行部との関係について執行部との意見調整をしているのですけれども、執行部は、自治懇の考え方でないと話せないという話になってしまっていて、結局、自治懇が開かない限りは回答が来ないという状況になっています。要は、暗礁に乗り上げていて全く進まない。これは一体どういうことなのかよくわからないということが第1点目としてあります。

もう一つは、今回の素案の15ページで、きょうのテーマとなっています「議会と市長との関係」というところになって、「議会基本条例と十分に調整を行ったうえで規定します。」、これはそうだと思うのですけれども、例えばこの趣旨・説明の丸ポチの2つ目のところの後半、要は「議会と市長との関係など、議会が、議会以外の主体と関係してくる部分については自治基本条例の中に入れることとします。」と書いてあります。つまり、執行部と議会の関係は議会がつくるなということを書いてあるのかなと。逆に、自治基本条例がつくるまでは議会では黙っていなさいと言っているのかなという印象を私は受けてしまったのですね。

もう一つ、議会以外の主体と関係してくる部分についても係ると、議会と市民との関係も当然入ってきます。これについても自治基本条例は規定するのかという書き方になるのですね。これだけを取り入れると。その関係がどうなっているかよくわからない。この点について、どういう趣旨なのかということについてご見解を伺いたいと思っています。要は、ここが、議会基本条例のテーマにちょうど上がっているところで、全くすれ違ってしまっているのです、これはあくまでも自治基本条例をつくる前提で、議会基本条例はそれまで待っている

よということなのかどうか、そこを確認させていただきたいと思います。

これはあえて、本当は前回言ったほうがよかったかと思うのですが、全体を通して感じるのは、どうも議会があまり信用されていないなという印象を強く受けています。要は議会運営の内容、反問権ですとか全員協議会のあり方までも自治基本条例に書くというのは、はっきり言って議会に対する手の入れ過ぎだと思うのですね。ほかの会社の運営内容について、何で自治基本条例に入れなくてはいけないのかということを私は非常に疑問に思っています。これは、逆に、議会は何にもしていないから自治基本条例をつくってあげますよというありがたなお答えなのか、それとも、そもそも信用されていないのか、または、昔の議会のイメージを持たれているのか、ここら辺がわからないのです、この書きぶりが。この点についても、どういうご見解なのか、まず聞かせていただければと思っております。

【座長】 まず、そこからですね。

それでは、代表して私が答えられるかどうか難しい論点なのですが。昨日から各会派から意見を伺ってしまして、ここが一番もめているところなんですね。ですから、我々としても何かの打開策を考えなければいけないと思っているところですが、我々の出した「議会と市長との関係」のところの説明の仕方が必ずしも適切でなかったのではないかという感じを受けております。

ただ、事務局側が言ったことは、議会基本条例というものができ、それから武蔵野市の自治基本条例というものができたときに、同じことが、例えば反問権とか、あるいは議会と長との関係のことについて、全員協議会のことであるとか、行政報告のことであるとか、議会の会期に関することであるとかということが、条文として両方に出てくる。議会基本条例にもそのことに関する条文があり、自治基本条例にもそれに関する何らかの条文があって、少し書き方の言葉が違ふとかということになると、両方の解釈に矛盾を起こして、いろいろ紛議を、トラブルを起こすことになるのではないかということで、そうであることについては、どちらかに書いて、こちらには書かないというふうにすみ分けをするほうが、整然として、法の体系としてもきれいだし、後々のトラブルがないから、できるだけそうしたいという気持ちが出ているのだと思うのです。我々の書き方もそうになっていたと思うのです。

そこで、本来の書き方は、議会と長との両方が関係するような事柄は、双方に共通することなので自治基本条例のほうに書いたらどうでしょうかと我々は言っていて、そして、議会のみに関することは議会基本条例で自由にお書きになって結構ですというような、例えば議

員報酬の問題とか、政務活動費の問題とか等々、議会、議員のみに関することがたくさん、いろいろありますよ。そういうことは全て議会基本条例のほうで細かくお書きになって一向に差し支えございません。共通にかかわる話は自治基本条例のほうで書いたらどうでしょうかという一つの提案をしたのですけれども、なかなかそういうふうにはうまくいかないのではないかと。

反問権を一つとっても、長の権限のほうにも触れているので自治基本条例で書いたらどうですかと言ったのですが、これは議会の運営に関することだろうと。そして、ずっと議会で議論されてきた実績がありますからね、既にね。そこで、議会基本条例のほうに規定したいのだというお気持ちが強く出ていたと。そっちで書かれたら困るかという、そう困ることもない。そっちで書かれるならそっちで書かれたらいいのではないかという気もするのですね。

そうすると、では、議会の会期とか、行政報告とか、全員協議会等々とか、常任委員会への市長の出席等はどっちで書くのかということになったときに、双方に関連するのですけれども、例えば、議会のほうから言えば、議会の常任委員会に、これまでの慣行どおり、「市長等の出席を求めることができる」という書き方を議会基本条例ではなさって、自治基本条例のほうは、議会が行われる常任委員会なのだけれども、「長も出席することができる」と書くというふうにしても一向に構わないのかもしれない。そこは工夫のしようだねということがきのうの議論からあって、我々もいろいろと考えているのですけれども、少し今までの言葉にこだわらずに、もうちょっと柔軟に考えて実質的なすみ分けを何とかしてやりたいと。

要するに、最終的には、非常にトラブルになるような似たような条文を両方で書いてしまうことは避けようという趣旨で整理を考えているというところが今の段階です。

【A議員】 どうもありがとうございました。言葉の表現の問題だという意見でよろしいでしょうか。

【座長】 はい。

【A議員】 確かに、同じことが重なってしまうと、要は2つの条例に別々に同じことを書くわけにいきませんから、それは確かに避けるべきだと思っています。今のところは議会基本条例が先行しているということもあれば、議会基本条例を先に制定した上で、その趣旨を

酌んで自治基本条例をつくったほうが、私は逆にやりやすいのではないかと思うのですね。

【座長】 そうかもしれません。

【A議員】 大体、自治基本条例をつくるときに、一番もめるのは議会条項ですから。大きくくりとしては、行政側がこうやっていくという理念については、自治基本条例に書いていただくのは、それは絶対書いたほうがいいと思いますけれども、例えばこういう反論の中身ですとか全員協議会をどうするということまで、議会の中にまで入り込んで書いていくというのは、逆に自治基本条例としてはどうなのだろうという疑問を持っています。これが、本当は同時進行で両方とも動いているのでしたら調整しやすいのかもしれないですけれども、現行で進んでいることを考えると、議会基本条例を見ていただいて自治基本条例を考えていただく。それで、自治基本条例が制定する時期に、もし議会基本条例が先に制定したとしたら、そのときには議会基本条例は改正してもいいと私は思っているのですね。もしくは、今まで議論になったのですけれども、両方統合するという案もなきにしもあらずだと思っているのです。

そこも踏まえていくと、今回の書き方がちょっと、今、座長からおっしゃっていただいて、皆さんわかったのですが、ちょっとそこら辺が我々としても解釈に疑問が残ったなというところがあります。要は、これから最善のものを尽くすに当たって、お互いに一緒にやっていきましょうという理解なのでしょうねと思いました。

以上です。

【座長】 はい。

【副座長】 もともところこの懇談会も、一時期、かなり時間を置いて、議会の基本条例の検討経過を情報として入れたいなということで、一時期かなりの期間あけたことがあります。したがって、全て議会のほうを関係なくこの検討をやったかということ、必ずしもそうではない。かなり配慮している。なぜならば、議決権は議会にあるのですからね。幾らこっち側でつくったところで、議会の合意形成が得られない限り、絶対成立しないのは、地方自治法でも明らかなとおりですからね。全国の自治基本条例を見ても、議会との調整が一番問題になっています。私もいくつかの自治体の自治基本条例制定にかかわっていますが、議会と、あ

るいは議員とのかかわり合いが一番難しくて、一番配慮した点ですね。

それからもう一つ、ちょっと論点をきちんと整理したいと思うのですが、議会運営に関する事、それから議員活動に関する事、この大きく分けて議会といって、これを一からげにするのではなくて、これをきちんとある程度細分化して検討しなければいけない。その中で議会活動については、議会運営に関しては市長との関係も出てきます。したがって、その市長との関係の流れの中では、やはり自治基本条例という流れの中で書かなければいけないだろうな。

さらには、一番求められているのは、私は、この自治基本条例は何かといったら、最大の行政改革であり最大の議会改革なんですね。したがって、議会もこれを改革で、では、どの程度まで改革するかというのは議会基本条例の中できちんと議論してやってくださいよ。実はそういう視点もありまして、かなり議会のほうの検討経過も見て、したがって、議員さんが「すみ分け」という表現をしていたのですが、このすみ分けが、最終段階になったら、それぞれ、我々も実際に議会基本条例がどういう内容で、どこまで行っているかがほとんどわからなかったのですね。したがって、つい先立ってこれを初めて見て、これはそれぞれ調整をしていかなければいけないのかな。何をもって自治基本条例にするのか、これは何をもって議会基本条例にするのか、こういうことをきちんとやっていかなければいけないというのが、ようやくここで論点が我々もわかったんです。言いわけではないですが、逆に言ったら、もっと早く私どものほうに議会基本条例の考え方とか具体的な内容を我々が知る手段があれば、そういう指摘されるような論点をもっと整理できたかと思っています。

以上です。

【座長】 どうぞ。

【B委員】 昨日の議会会派の方との討論といいますか意見交換会では、いろいろ思うことがあったのですが、それも含めて述べさせていただきます。今回、制定を目指している武蔵野市の自治基本条例の大きな特徴は、懇談会に議会の議員の方々もメンバーに入っているところにあります。つまり、自治基本条例をすでに制定している自治体は、自治基本条例が「自治体の憲法」というのは名ばかりの、といったら語弊がありますが、議会に関する規定を含まないものがほとんどで、自治基本条例に分類されても内容に即して「行政基本条例」と銘打っている自治体もあり、または自治基本条例とは別に「議会基本条例」が制定

されている自治体も多くあります。そのような中で、武蔵野市では、行政と議会を統合した形の自治基本条例ができる、かつてとは違う意味での武蔵野方式を新しい形で打ち出せる、という気持ちでございました。それに対して、「勝手なことをやらないでほしい」というニュアンスの議会会派からのお声も感じまして、そういう気持ちでは全くなかったけれども、そういうふうに捉えられることもあるのだなと、ちょっと驚きを隠せなかったところもあります。

私としては、議会の議員の方が入った自治基本条例の懇談会というものは、議会が一枚岩にならないにしても、議会の項目の規定が入ってきて当然だと考えていました。議会には、議会対行政というか執行部のチェック機能というものがあり、自治の機能を議会も持っているわけですので、自治基本条例の中に議会の章立てや項目が規定されることは至極当然のことなのですが、それが他の先行自治体ではなかなかできていなかった。それがこの武蔵野市はできるかもしれないという非常に重要な局面にあるのです。しかしながら、懇談会のメンバーである議会のお二方だけではやはりどうにも処理できない段階で、自治基本条例の素案ができたことによって議会との距離ができてしまったのかなということを感じています。

それで、自治基本条例と今策定過程にある議会基本条例のすみ分けを私なりに整理してみます。自治基本条例を一番の基本法もしくはすべての条例の解釈の基準になるものだと考えるならば、自治を構成する機関等をすべて含んだ自治体全般に関すること、さらに国との関係とか、広域自治体、国際関係といったものが自治基本条例で規定されるべきです。他方で、議会内部で完結することに関しては、議会には自律権というものがあるわけで、議会が独自に規定すればいい。例えば、国レベルでは、法律では国会法がありますが、それにさらに各議院の自律権に基づいて衆議院規則と参議院規則が定められている。それぞれの機関内部の自立権に関しては、外部はタッチできない領域と考えることもできるのではないかと思います。したがって、武蔵野市では、議会も当然関与した上での自治基本条例を制定し、そして、議会の自律権に関する内部のことに関しては、これは「議会基本条例」といいましょうか、内容によっては「議会会議規則」でもいいかと思いますが、そこで規定する——そういった整理の仕方ができるのではないかと考えます。

【座長】 どうぞ。

【A議員】 ありがとうございます。基本的に目指す方向はそんなに変わらないのかなと思っています。やはり情報共有はなかなか難しかったのかなというのは私たちも反省いたしま

すし、議会から2人の委員が出ていただいているのですけれども、彼らは自治基本条例と議会基本条例の両方に関わっており、なかなか全てをお任せするわけにもいかないのです、その辺は我々も反省して考えていかなければいけないかと思っています。

要は、今、議会基本条例をつくっていて、素案が、きょうちょっと資料がありましたけれども、例えばこの前文の中にあって、要は自治のかなめになってくるのは議会なんだよ。一機関としてきちんと議論してやっていきましょうね。市民自治の中心となるのは議会だということをここで実ほうたいたいと思っているのです。今まで執行部がいろいろ市民参加をやってきましたけれども、実は、武蔵野市議会でもやってはいるのですが、それがなかなか対外的に見えてこなかった。市民の方も知らないことが多かったのです、今までやっていることをきちんと明文化しましょうと。そして、きちんと自治を担っているのは議会だと議会自ら言いましょうねというのが、今回の一つの大きなポイントでもあるのです。そう考えると、自治基本条例との融合性も結構高まっていくと思いますので、その辺は、言葉の使い方というのですか、その辺は我々もいろいろ考えていきたいと思っています。

ただ、我々はある程度先行してしまっているのです、こういう内容になるという細かいところを見た上で自治基本条例を書くのであれば、もう少し大きな理念的な話になってくるのかなというのが我々の考え方です。これは、これから協議させていただきたいと思います。

あと1点目でちょっと気になる場所があったのですけれども、今回の素案の中の同じページですが、通年議会のところがあって、15ページの趣旨説明の上から4つ目の丸ポチで、通年制をとっていくと、要は、「夜間や土日などより柔軟な会議開催が可能となることから、幅広い層の住民が議員として議会に参加できるようになり、議員への門戸がより開かれる」ということが書いてあるのですが、これって町村議会の議員のなり手がなくなることに対して書いているのかなという私の捉え方なのですね。通年議会にして、土日に議会をやったからといって、議員の仕事が減るわけではないわけですね。今、我々は確かに年間の開会日数は少ないのですけれども、それ以外に、いろいろ調べたりとか、市民といろいろ相談をしたりとか、そういうことでかなり忙しいのです。今の市の業務がかなり広範囲になっているということは、当然議員の仕事も広範囲になっているので、通年議会にしたからといって議員が増えるというのは、何かちょっとニュアンスが違うのかなと思っています。逆に、夜間、土日にやったら職員の残業代が増えて、日本で一番高いと言われている職員の給料がさらに増えてしまうので、私はちょっと心外かなと思っています。

土日や夜間やることは構わないですが、それが議員への門戸を開くというのは全く違う考

え方ではないですか。これはなぜこういう考え方になっているのか、伺わせていただけるとありがたいと思います。

【座長】 それは、地方制度調査会で答申をして、地方自治法が改正された事項でございますので、私がお説明いたしますけれども、小さな町村で議員のなり手がいないからどうしようか。議会をやめて町村総会という仕組みを使おうかと一遍議論した高知県のある村があったり、それは比較的最近の事例なのですね。そこでもこういうことが議論されました。会期制をやめてしまって、土日とかウィークデイの夜に開くというのを原則にしたらどうだろうかというようなことが議論されましたけれども、ここで議論されて、地方自治法が改正されたのはもう少し前の、数年前の話でありまして、通年制の議会を最初にやったのは、都道府県段階では三重県議会だと思うのですけれども、いろいろなところでこういう議論があります。通年制の議論の理由は唯一ではありませんが、1つは、定例会方式をとると、年3回と4回とか条例で決めて定例会をやると、町村ならば1週間とか、市だと10日とか2週間とか、県だと何週間とか、そういうふうに日数がありますが、その間、集中審議をしますね。それで、朝から夜まで全部時間がつぶされるかもしれないということを議員は覚悟しなければいけない期間が出てきます。

そうすると、どこかの企業、事業所にサラリーマンとして職を持っていらっしゃる方が、市町村議会の議員とか都道府県議会議員を兼職することは非常に難しくなります。給料をもらっているところから休みをとることが、連日、1週間とか10日とか休まなければいけないという、それが許されるかというとなかなか許されないという問題があって、事実上、いわゆるサラリーマンが兼職をすることが難しい仕事になっていまして、實際上、議員は専業職になっていくというのが日本の姿であるわけですね。それが果たして地方議会議員の正しい姿だろうかという議論があるのです。ごく普通の市民が議員で出てくるのが大事なのではないかという議論が片方にあります。

そうすると、そういう姿からはかなり離れてしまっているということが反省材料になって、「議員への門戸をより開く」というのはそういう意味なのですね。普通に仕事を持っている人が議員を兼ねられるような形態を考えられないかという発想から出てきているのだということでございます。

ただ、そういう趣旨で、今度はその後に小さな町村で議員のなり手がいないというところから、また同じような問題が出てきて、その議論が再発しているのですけれども、結局、私

が言わんとしていることは、そういう国の制度改正もあり、そこは自治体が選択できるのですよと。今までどおりにやるやり方もあるし、通年制の議会を開こうと思って新しい仕組みを考え出すことも自由ですよ。自治法がそう言っているわけですね。せっかくそういう選択の余地が出たわけですから、「うちはどうしますか」ということをそれぞれの議会が考えなければいけないのではないのでしょうかという意味です。それで、ここで議会と長の間を関係を考えるならば、その根本のところでもそういう議論が起こっても不思議はないと。

それで、武蔵野市の場合はどうしますかということをお決めくださいということを行っているのですが、私が聞いている限り、今までのやり方に武蔵野市議会の会派、議員の方で、根本的に問題だと思っていらっしゃる方はあまりいらっしゃらないように感じるので、すね。これまでのやり方でいいのではないかと多くの方が思っているように、それで、それならそれで、「それで行きます」とお書きになればいい、そう思っているのです。

では、せっかくそういう道が開かれたのなら通年制を考えようか、そこにもいろいろなメリットがありそうだとなってきた、その余地を探ろうというのなら、議会でもかなり議論しなければいけないですね。大議論しなければいけないのだと思うのですが、どうもそういう雰囲気ではなさそうなので、それなら、今までどおり条例で定例会を決めてやりますとお書きになれば、それで済むのではないかと考えています。

【A議員】 どうもありがとうございます。何か通年制の話と議員のなり手の話が一緒になっているのですね。

【座長】 それは、あるところで重なっているんです。

【A議員】 通年制の話は、武蔵野市議会でも議論をしていて、三重県まで視察に行っています。ただ、執行部のほうの負担がかなり増えてしまう等々もあったので、こちらの会派からの意見でもありましたけれども、委員会をいつでも開けるようにするという体制にしているのですね。今だったら、別に委員長が開くと言えど毎日でも開ける状況にあるのですね。執行部が出るか出ないかは別の話ですし、そもそも議会の委員会というのは、説明員ですから、説明員がいなくてもいいわけです。議員で開けばいいだけの話ですから、その制度自体はもう担保できていますし、数は少ないにしろ何とか日程以外で委員会を開くこともやっています。だから、実質的な通年制を開いてやってはいるのですが、それであえて

通年制をとるということが、要は執行部側から出てきたことに対して、我々ちょっとびっくりしたなというのが。

【座長】 普通は議会側から出ているのです。

【A議員】 その議論は、我々は実はもう終わっていて、今のやり方でいいのではないかとしているところに、この時期に来て、それは、議論のポイントとして、私は、本来は通年制をやるべきだと思っていますから、それは構わないのですけれども、それと「議員への門戸がより開かれる」というのは全然話が違うのではないかということだと思っています。

座長のいろいろな委員会の報告書はいつも読ませていただいていますのでわかります。町村だと、いわゆる住民総会制度にすることもありますし、いまはもっとシンプルな議会がいいのですとか、形態をいろいろ考えてやっていきましょうという話が出てきても、それはそれで一つの選択肢ですが、市議会は今のところそれはできませんね。そうするとまた話が違ってくるのではないかということで、ちょっと違和感を持ったというのが、私からの意見です。

これはあまりここで議論してもしょうがないのですけれども、あとほかに、時間がありますので、皆さんの、Cさん何かありますか。

【C議員】 本当に、いつもいつもありがとうございます。思い起こすと、4月の意見交換会のときは、住民投票とかそちらのほうに私もすごく頭が行っていたとか関心が行ってしまして、そちらの議論ばかりしていたなというのが自分で今思い起こしているところで、この15ページの議会基本条例に書くことと自治基本条例の中に書くことをここに書いてあることに、正直言って気づいていなかったというところは、私自身、認めなくてはいけないと思っております。

議会基本条例のほうが、素案ができて、逐条解説をつくろうという段階まで来ているところで、こういうところにぶつかったというのは、こちらの側としてもちょっと反省すべきところはあると思うし、しかし、だからといってここでとめるということは私は望まないし、やはり議会基本条例のほうは、ずっと長い議会改革の議論を議会の中でやってきて、二元代表制の一翼ということ、それから公開性を高めるということ、市民への説明責任を果たしていくこと、そこをずっと継続して議論してきて、ようやく今、最後の段階に来ているという

ことで、私たちの任期の4年の間にはきちんと仕上げたいという思いで取り組んできましたので、ここはぜひ先生方のお知恵をかりながら着地点を見出したいと思っている。これを申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

【D議員】 ちょっと小さいところなのですが、通年議会、それから土日議会、夜間議会のお話の中で、確かに視点としては、もしそういったことが日常になれば、サラリーマンの方などが、やってみたい、やれるなという方も増えてきて門戸も開かれるかなと私も思います。ただ、今、例えば子育て中の女性がなかなか非常ににくいと言われて、都議会でも今問題になっているのですが、都議会は午後からスタート、夜遅くまでやっていて、保育園に預けているお母さん議員が、それはちょっと夜まで保育園があいていないのでなかなか大変で、午前中からにしてくれという動きが出ているという側面もありますので、議会が変わっても、社会が変わっていなければ、それはそれで別な困難も出ますし、逆に企業が、こういった議会に出られるような制度をつくってくれるというのも一つの見方ですので、一方的にこちらが土日、夜間に開いても、別な弊害もあるのかなという感想を持ちました。

【副座長】 ぜひご理解いただきたいのは、この骨子案素案は、あくまでも条例の説明案ではありません。これは、この懇談会の経過を示した結果をここで示しているのです。先ほども通年制とか土曜議会とか夜間議会とか、これはやっているところはやっているし、やっていないところはやっていない。ただし、我々の懇談会からすれば、全国的な流れの中で見てこういうこともありますよということも頭出しをしておかないと、ちゃんと検討したのかということになりますので、議会の運営ということも頭の中に入れましたよということをここできちんと書いておいたというのが実態です。我々の懇談会が全国的な流れ、地方自治法の流れということも全然無視してやっているのではないよということの位置づけで入れたとご理解いただきたいということですね。

それから、もうさんざん私は言っているのですが、議会の基本条例は当然議員提案でやりますね。市長提案でやりませんね。そうですね。だとしたら一本でやったらいかがですか。自治基本条例を議会基本条例と一本化して、議員が提案するんです。これは全国で初めてになりますよ。だから、これでこそ立法権なんです。提案権には2通りありますね。正式には3通りあります。条例制定で市民提案がありますから。ただし、50分の1以上の署名が集まれば市長提案になりますが条例制定の直接請求です。これも市長の提案になります。

もう一つは議会の議員提案、12分の1以上の議員提案、この2つが法的には出てきますね。

そうすると、これで立法権を確保しているはずなんですね。地方自治法では。情報公開もそうなんです。行政を縛るのに市長が提案するのはおかしいでしょう。したがって、情報公開は議会で提案すべきだというのが私の主張。現実にはこれをやっているところがあります。それで、いまだに調整していません。これが岩手県の情報公開です。岩手県の情報公開は、議会部分は議会が情報公開を主導して、一般の情報公開と2つやっています。一本化しろといっても一本化していない。したがって、実施機関を議会は入れていないです。岩手県の情報公開条例はね。これは、一つそういう立法機関と議決機関、二元代表制、こういう位置づけの中で明確にしようという議会の意思だと思っています。

もし勇気ある決断をしていただけるなら、議会側からの提案でやっただけでいいかと。そうすると立法権、真の立法権の議会としての位置づけが明確になるでしょう。これをぜひやってください。今までも各派に、私は青森でもしかけましたけれども、今のところだめです。議員と首長がだめです。首長は、「条例は私が出すものだ」と凝り固まっているから、「議員なんかとんでもない」と。また議員も、「条例は首長が出すものだ」と頭の中にあるから、そうすると、私から言うと、「じゃ、あなた方、何が立法権者なんですか」ということですね。

最後に言っておきますけれども、この条例の全体の体系を見ていただけると、これは地方自治法の体系に沿っています。それで、地方自治法は、まず、主権者である住民が一番最初に来ます。次に、主権者から見てどうチェックしてくれるかといって、次に大事なのが議会なのです。だから、次の章は議会が出てきます。それで、次の章が行政機関が出てくるのです。それで、次の章が議会と行政機関、委員会も含めて議会と行政。行政機関というのは、各委員会も含めね。その次に出てくるのが議会と行政機関の関係。これはまさしくこのとおりになっています。したがって、法を無視したりしているのではなくて、体系的にも、やはり議회를トップに持ってきています。ですから、条文を入れかえているはずですよ。最初のほうに持ってきています。ですから、議決機関として、私は二元代表制の中で議会の優越だと位置づけて体系も書いてもらっています。これが、今までの私の主張結果で、審議で書いてもらった内容ということを理解していただきたいと思います。

【A議員】 どうもありがとうございます。副座長が一番、議会に対して否定的かなと思ったのですが、今すごく力強いエールをいただいて何か勇気をもらったかなと思ったの

ですが。

長野県の飯田市が議会提案で自治基本条例をつくっているのですね。その話をいろいろ伺ってきて、議会で自治基本条例をつくってもいいんじゃないのか、ということも実は最初、議論はしていたのです。ただ、執行部のほうで動き出している以上、それを議会で取り上げるわけにもいかないの、それは今後我々としても考えなくてははいけないですし、本来だったら両方一遍につくるのがベストかと思っています。それはぜひとも受け取りたいですし、来年の4月に選挙があつて、我々生き残っているかどうかかわからないので、そのときになったらいろいろ建設的な議論をさせていただきたいと思います。

最後に1点だけ確認をさせていただきたいのですが、要は、行政と議会のことについて、今、執行部の方とちょっといろいろ懇談で意見を聞いているのですけれども、やはり自治懇の事務局の立場ということもあるらしくて、行政として判断するのはなかなか言いづらいように私は思っているのですね。いろいろな立場に思い浮かびながらやっているのは大変なんだろうと思うのですけれども、これは、我々と行政とで技術的な話を進めていっても構わないのですね。要は、自治懇の皆さんの同意をとらないと話が進まないようなニュアンスもあったので、その辺だけちょっとこの場で確認させていただくと、我々議会基本条例も進みやすいかなと思っているのですが、その辺だけ確認させていただけますでしょうか。

【座長】 さて、どういうことを言えばいいのでしょうかね。今までのこういう議論をこの懇談会でやってきたものを事務局として取りまとめているわけですから、この懇談会に出た、この懇談会には議会からのお2人も入っているんですよ。それで、副市長もお2人入っていらっしゃる。こういう構成の中でいろいろな意見が出ていますね。そこで、こういうことではないでしょうかと一応合意のようなものができれば、事務局はそれを尊重せざるを得ないですね。そういう議論があつたのでこういうトーンで我々は書いていますというのがあるわけですから、それを私たちの一存ではなかなか変えられませんか多分発言しているのだと思うのですが、それも仕方がないことで、やはりこういうふうに懇談会に戻ってきて、実は議会の会派からこういう意見が出てきています、職員からこういう意見が出てきています。ここではこういう議論でしたけれども、それではなかなかうまくいかないのではないのでしょうかと事務局が言う、それは事務局としておっしゃって構わないことで。ですから、お互いさまに完全に相手を見殺しにすることはできませんよね、こういう組織でやっている以上。そういうことだにご理解いただければいいのではないのでしょうか。

【A議員】 ありがとうございます。別に何か悪いことを言わせようとしているわけではなくて、よりよい自治体をつくろうという方向性は全く同じですし、いろいろ話していくと、言葉の書き方とか技術的なことはあるのでしょうかけれども、そんなに齟齬はないと思っていますので、その辺は行政側のいろいろなアドバイスを私たちもいただきたいですし、いろいろ調整させていただければと思っています。

【E議員】 先立って申し上げたように、議会改革の議論は結構長い期間、5年とか6年行っているんです。私が議長になったときは、既に論点整理が終わっていて、それをもとにして2カ年、当時の副議長とも一緒に検討してきました。自治基本条例をつくろうという話は随分前からあったのですけれども、議会としてどうしようかと。その議会に係る部分は、当然議会との調整、相談はおのずと出てくるだろうと。だから、逆に、むしろ我々は我々で議会基本条例を先につくってしまえと。そのほうが後々やりやすいだろうと。そのつくった後の調整とかというのはその先の課題としてという考え方で、その時点では議員全員一致でつくろうという方向が出たと。これが原点です。つまり、議会のことは議会内自治の課題でもあり、我々の手で、やはりこれは議決機関たるものでもあるから、自分らの手でそれはきちんと整理していこうということです。

もう1点は、これは武蔵野市民も、先生方は実績者なので、市民参加とか計画行政ももう既にやってきているわけで、かなりの部分はルールができています。ただ、その根拠がないということで、特に議会も、いわゆる議会の市民参加が非常に薄いのですけれども、しかし、ではやっていないかと言えば、これはかなり各委員会で、例えば厚生委員会では障害者団体と必ず年に1回は意見交換をやるとか、そういったものを今度はルーティン化して根拠づけたほうがいいだろうと。我々のときはやるけれども、次の4年ではメンバーがかわってやらないというのは不得策であるということで、そういうやっていることを明記していこう、この辺が我々の一つのポイントでこれまでやってきているということでございます。

【座長】 ありがとうございます。

そろそろ時間がなくなっているのですが、よろしいですか。

それでは、きょうはどうもありがとうございました。

<市議会公明党>

事務局において資料の確認をしたあと、座長から本日の趣旨について説明を行い、その後意見交換

【F議員】 それでは、事務局からペーパーの9ページ目というほうは、こういうことに対してはどう考えるかという形で質問をされていると考えましたので、それに対する答えを書かせていただいている感じです。

反問権につきましては、おおむね私たちとしては、論点を明らかにするために聞かれることはいいのではないかと考えておりますが、本会議や予算、決算の場合には、議員の時間は限られておりますので、そのことについては時計をとめるとか、何らかの課題というか解決策が必要ではないかと考えております。

議会の会期につきましては、田舎のほうでは兼業をしないとやっていけないとかということもあるかと思うので、先ほど全国的な考えでということでお伺いしております。ただ、武蔵野市の場合に通年制がどうであるかということは、まだまだ議論の余地があるかと思っております。

また、全員協議会ですとか委員会というものは、全員協議会に関しては、議長が招集しているものなので、議会基本条例のほうでやればいいのかと考えております。

あと、行政報告に関しましては、今も非常に丁寧にやっていただいているので、それを明文化することは難しいので、今やっているような状態で、議会側もこういう情報が欲しいと思ったときには情報提供していただいておりますし、委員会として決めて情報提供をいただくという形でよいのではないかと考えております。

市長が今、委員会にも全部出席していただいておりますが、これは市長のお時間の拘束は長いと思うのですが、武蔵野市らしいやり方だと思っております。

私のほうで議会基本条例の議論を聞く中で、この懇談会の資料も読ませていただく中で一番引っかかりましたのが、議会基本条例と自治基本条例との関係性ということです。先ほど副座長がたくさんお話をいただいていた、ああ、そういう考え方もあるのだなと思いました。自治基本条例のほうに、やはり議会の部分をあまり多く書き込んでしまうと、私たちって何なのかなと、二元代表制の意味が失われていくといいますか、もし自治基本条例のほうに書くのであれば、本当に基本原則だけを書いていただいて、具体的な部分は議会のほうで決めさせていただくのが本来の筋ではないかと考えております。

行政というか市長部局というのは、やはり確実でなければいけない、堅実でなければいけないというか、その分、動きが遅くなる部分もあるかと思うのですけれども、議会は4年ごとの改選で、武蔵野市の場合、前回の選挙でも相当数がかわっているという、時代の変化に合わせて変わる部分は議会のほうが持っているのではないかと思うので、そのどのような関係性になったらいいかというものを、どちらかというともどもが先生方にきょうお伺いできればと思ってまいりました。

私からは以上です。

【G議員】 今、F議員から流れの説明がありまして、最後、議会基本条例との関係ということで、自治基本条例との位置づけを他の会派でもさまざま伺ったかと思いますが、整合性をとっていくということをさらに検討することが大事ではないかと思っております。

自治基本条例にどこまで書き込むのかという部分をさらに明確にするというか関係性をしつかり明確にしていくことが大事ではないかと思っております。

あと、ちょっと前後しますが、市長の出席ということで、先ほどF議員も言いましたけれども、しっかり市長が出るということ、出席していただけることは、その場でいろいろ政策論争というのでしょうか、政策面でしっかりその場で市長の考え方、執行部の考え方が聞けるということでは大事ではないかと思っておりますので、武蔵野市らしいやり方だと思うので、書き込んでいただきたいと思います。

あと、前回懇談会のときにも「平和」についてということで私から何点かお話をさせていただいたのですが、他の会派からも「平和」ということを改めてここに入れることはどうなのかという部分でいろいろなご意見があったように思うのですが、対応策としては、この「平和」という部分を条例制定に伴って、目指す方向性として前文に盛り込む予定であると書かれています。その対応策のもう一つの中にも、今後も平和を大切にしていくことに効力を持たせるためという、その「効力を持たせる」というのはどういう意味なのかと改めて思ったりもしたのですが、その本文にも平和に関する条項を置くこととしたという部分で、その対応案というのはどうなのかなと考えております。

平和という部分では、武蔵野市独自の「平和の日」という形でも制定されていますし、前回もそんなお話もさせていただいたのですが、あえてここで自治基本条例の市民参加などの自治体の運営の中で、この平和というものを改めてここに盛り込むべきなのかどうかということを他の会派もどうなのかという意見も多かったと思うので、さらに検討する余地がある

のかなと考えております。この平和が基本にあって、このいろいろなことが、政治にしても、教育にしても何にしても進むのではないかと考えておりますので、検討していただけたらと思っております。

【座長】 冒頭のご発言としては以上でよろしいでしょうか。

【G議員】 はい。

【座長】 それでは、私どもからも若干の意見を述べたいと思うのですが、私は、この全員協議会についてということで、議長が招集するものであるので、議会基本条例で規定すればいいのではないかと。これは確かに議長が招集され、主催して行われているわけなので、どちらかというと議会側の場だと思うのですね。ただ、武蔵野市の場合には、それだけでいいかなというのがちょっと気になっているのは、長期計画・調整計画の策定のときに、まず、策定委員会が最初に説明するのは、この全員協議会で議会の各会派の議員の方々にご説明し、そして、ご質問、ご意見があれば全部お答えするというのを1日がかりでやったりしているわけですね。それを最終的な案になるまでに何回か繰り返すということをしていらっしゃるわけで、そのときは非常に重要な計画の策定という、政策の大きな枠組みの策定ということに関して、この全員協議会という場を使っているわけですね。そこでは、副市長は2人とも策定委員会の委員で入っているわけですから、ご説明側あるいは答弁側に入っているわけですね。市長と職員の機構は後ろで傍聴しているわけですね。ほとんど発言しないという、非常に特殊なやり方をしているわけですね。よその自治体ではほとんど見られない光景が展開されているわけです。

そこで、確かに議長が招集し、議長が司会をされていらっしゃるわけですが、そこで議論されていることは、執行機関側に極めて重要な関係のあることが行われているわけです。ですから、議会基本条例で制定されることも構わないかもしれないと思うのですが、自治基本条例の中でも、何かこういうふうに、重要な計画の策定過程においては全員協議会という場を利用する、使うということを書いておかないといけないかなと。頭の中で一番悩んでいることは、自治基本条例との書き分けなのだと思います。何かが必要なのではないかとちょっと感じるのです。最終的な回答があるわけではないのですが、「議会基本条例で結構です、どうぞそちらでご自由にお書きになってください」とは言い切れない

など。どうしても、こちらも「それでは困ります」とか「もう少しこういう書き方をしてください」とか、あるいは議会基本条例のほうでは、議長が招集し、議長が司会するものなのだということは、実際そうなのですからお書きになって結構なのですけども、何のためにその場でやるのかということ、自治基本条例のほうで何か書かなければいけないのではないかという気がちょっと残っているということを発言しておきたいと思うのです。

【副座長】 これは今までの議員さんとの話し合いの中でちょっと誤解をしているかな、と懸念しているのは、条例はつくったら誰のものかということ、住民のものなんです。ですから住民の視点で書かなければいけないんです。したがって、これは行政のものではないのです。行政が提案するからといって行政のものではないんです。住民の財産なんですから。要するに、住民の財産として受けた場合に、我々ここでは住民の立場から、住民目線で見たらどうなのかという視点で議論していて、市長の立場から、あるいは行政の立場から見てどうなのかという議論はしていません。住民の立場から。だから、これが市民参加の原点なのですね。

そうした場合に、議会だけの根拠でいいのかという問題が出てこないかということです。これは全体で含めた流れの中で自治基本条例をきちんと明確にして、根拠づけて、そこで活用するなら、議会基本条例の中でその運営とか活用方法とか、これはどうぞ自由に議会基本条例の中で決めてくださいというのが私の考え方だし、それが方向性としては多分間違えていないのではないかと思います。

昔は議会運営委員会という根拠規定はなかったんですね。それが事実上、議会運営委員会をやっていて、これが重要な役割を果たすことが全国的に浸透したために、地方自治法が改正されて、委員会できちんと明確になりましたね。そうするとここで全員協議会を武蔵野市が根拠づけることによって、国のほうも、これはもしかしたら全員協議会を地方自治法の中に明確にしておかなければまずいのではないかというような、これを自治体の先導的な役割と言います。条例で先導政策をするという意味です。したがって、こういう観点からいっても、私は、これだけはきちんと自治基本条例の中に入れて全国に発信しようということを主張したいのです。

次に、全体の議会の基本条例と自治基本条例と、これをちょっと分類しますと、大きく分けて議会活動があります。議会活動は、どういうものが議会活動かというと、議長に届けたり、議長が裁量で決定したり、議長運営に含まれるのが議会活動です。それから、あとは議

員活動があります。議員活動も、一部地方自治法に決められている活動、それから、議会の議長の権限に含まれる出張命令とかというものも議員活動であります。そのほかに、議員の独特なものとして政治活動があります。さらには、もう一つ大きく分けて、そうはいっても私的な活動があります。要するに、この4つをきちんと分類して、この中で議会活動というのは、やはり自治基本条例の中で根本的にきちんと明確にしたらいかがですかというのが、私の主張ですね。あとは議員活動、例えば議員倫理とかという問題については、それぞれの議会の基本条例の中で入れておけばいいのではないですかというのが私の主張ですね。

今よく市長あるいは首長とか議員とかが、出張か何かで、この議会活動、議員活動、政治活動、私的な事項、この分類がきちんとできていないで、感情的にいけないとかいいだとかということで議論していた時期があったのです。マスコミが間違えているときもありました。おかしいと私はマスコミに食いついたことがあります。きちんと議会の基本条例の中で分類し、すみ分けしてもらいたい、分離してもらいたい。

だから、私的事項は条例の中ではやる必要ないですね。それと政治活動。政治活動も、一生懸命やる人と一生懸命やらない人と。一生懸命やらない人は、やる人の足を引っ張りますよ。そうじゃないですか。今までの経験で多分そうなはずですよ。したがって、そういうものを見ても、では、どこまで議会の基本条例の中で書くか、それは議会の運営の自立の問題ですから、ぜひそういうふうにやっていただきたいですね。

【座長】 よろしいでしょうか。

時間もそろそろなのですけれども、お2人しかないので、よろしいですか。どうもありがとうございました。

<むさしの志民会議>

事務局において資料の確認をしたあと、座長から本日の趣旨について説明を行い、その後意見交換

【H議員】 むさしの志民会議のHと申します。よろしくお願いいたします。

まずは、本日のためにお配りいたしました資料に沿って簡単にご説明いたしたいと思えます。市民意見が寄せられていますように、そもそも、なぜ今、この自治基本条例が必要なのか、つくるのかというのをもう少し深掘りしていただきたいと思います。特に、

さらなる市民自治を進めるのであれば、いきなり常設型の住民投票を設置するといったやり方ではなく、投票率の低下の改善や陳情、請願、住民監査請求、情報公開制度、住民訴訟、リコールなど、そういった市民が既に持っているあらゆる権利を行使する、そのような啓発活動がまず重要事項なのかなと思っています。

また、情報公開に関しましても、形だけの条文になってしまわないように、実効性のある、市民が情報を共有できるような仕組みづくり、こちらに記載させていただきましたのは、情報コーナーをもっと市民の目につくところに設置するなど、実効性のあるようなことも考えながら進めていただきたいと思います。

あとは、議会のほうでも議会基本条例を検討しております。我が会派としましては、一体型の自治基本条例をつくるのであればつくっていきなさいと思っています。なぜそう思うのかと申しますと、議会が自らつくる形としては、条例づくりをあまりしていない議会ですので、そういったこともつくるいい経験として、経験値としても積み上がるかと思いますが、一方で、自分で自分のルールをつくるというのは、やはり甘さも出てきてしまうと思いますので外の力も一定程度必要だと思っています。ですので、つくるのであれば、自治基本条例となるべく一体化して、さらなる住民自治の向上につなげられるようなものにしていきなさいと思っています。

市長との関係につきましては、ペーパーでお渡ししたとおり考えております。

私からは以上です。ペーパーには書いていないのですが、最近、この自治基本条例に追加していただきたい、検討していただきたいと思った項目が1つありまして、それは、三鷹市の条例に記載しております学校の教育委員会との、地域との連携、その項目を武蔵野市においてもぜひ入れていただきたい。教育委員会が地域と連携して、子どもたちの教育、コミュニティの形成も視野に入れつつ、そういった記述、根拠を持たせていただきたいと思っています。

私からは以上です。

【座長】 三鷹市の自治基本条例ですか、教育委員会と地域との関係というのは、何か条文がありますか。私はちょっとそれは知らなかったのですが、どういうことかなと思ったのですが、

【H議員】 三鷹市では、第33条に「教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民

等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする。」。2項で「教育委員会は、地域及び市長と連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進めるものとする。」といった内容になっております。

【座長】 いわゆる武蔵野市ではどう表現を使っていますかね。学校評議会、評議員会とか、そういうものがありましたね。

【I 議員】 開かれた学校づくり。

【座長】 開かれた学校づくりですね。それで、住民の中からそういう人が選ばれて、任命されてやっていらっしゃるんですね。そういうことを、教育委員会と地域と学校との関係で、教育委員会が主体性を持って組織していこうということが三鷹市ではうたわれている、そう理解すればいいわけですか。

武蔵野市で実際やっていることと違いますかね。どう違いますか。

【I 議員】 三鷹市は、小中一貫教育を導入し、既にコミュニティ・スクールを並行して同時にやっていらっしゃるわけです。ですので、自治基本条例を策定するときに、学校と地域関係をしっかりとここでうたっておかないと、逆にまずいわけですね。

本市は、実は教育委員会が昨年度、一生懸命努力をしました。小中一貫教育を導入しよう。武蔵野市版のコミュニティ・スクールという言い方で、コミュニティ・スクールについてはあまり触れてはいないのですが、結果的には、今の開かれた学校づくり協議会をより進化させた形で地域との連携をと、その中で子どもたちをともにみんなで育んでいこうということを計画しておったのですが、なかなか皆様にご理解いただけない中で、正直なところ今、頓挫までは行っていないのです、中座している、立ち止まっている状況になってしまっています。ですので今、ちょっと話をもとに戻しますと、結局、武蔵野市のこれからのコミュニティのあり方の検討委員会についても、議論がしっかりと成熟しないまま、実は前市長のときに終わっております。

さらに、この教育委員会というよりは、教育と子ども、まさにそれが地域なものですから、この方向性についても、今、見えていない中で条例を定めることのリスクと言いますか、リスクまで言い過ぎてしまうと言葉が適切かどうか分かりませんが、まさに軌を一にしてと

いうのですか、同じ時期にして、成熟したところで実を結んでいったほうが、この条例の本身としては、市民の皆様、それから未来の市民となる子どもたちのためにも、より充実した条例になっていくのではないかという見解を我が会派は持っておるのです。

三鷹市の取り組みは、それこそ座長が三鷹市でも座長になって300人会議で条例づくりをお進めになったというご実績をきちんと会派で視察させていただき、また、現場の日常の協働と参加ということのご苦勞、当時300人参加していても、やはり時間がたってくると、だんだん温度がどうしても下がる、世代交代も始まる。でも、それを上手に政策誘導しながら日常の参加とは協働を心がけて、住民の皆様に使っていただいているという気持ちで日々行政運営をしているのだというお話を伺ってきたものですから、特に、やはり武蔵野市と三鷹市というのはちょっと似た状況の中で、それでいて非常に違うというところもあり、よい意味でライバル心もあるのですが、先ほど申しましたコミュニティの問題、それから学校教育の問題、ここのところの成熟を待って条例に着手するほうが、より市民にとっては価値ある条例になっていくのではないかという、今この段階での結論に我が会派はなっているということでございます。

【座長】 私が参加したころ、大もとの三鷹市自治基本条例の中に、33条で始めからそれはあったのですか。私、すっかり忘れているのですよ。私、全く記憶がなくて「そうだったかな」と思っていますけれども、「そんなに立ち入ったことまで決めたかな」と思っているんです、正直なところ。

ただ、ご趣旨はわかりましたけれども、我が市がこれまで懇談会で考えてきた自治基本条例案の中では、教育委員会のことを特に問題にしていることは一箇所も出てきていないのですね。今までのところ。今までのところ出てきていないわけですが、そのことと、それから、コミュニティの問題については、なかなか、今の時点でどういうふうに書くことがいいのかということが、どうにもよくわからない。皆さんや事務局の意見を聞いても何を聞いても、何か前のはとは変わってきたのだという理解があり、しかし、どこかに時代とともに変わっていかざるを得ないいろいろな客観情勢があるというご指摘は聞いているのですが、では、どう変わっていき得るのか、変わっていくべきなのかということに関して、どなたにも定見はないのではないかと。前市長が何か見直すということをおっしゃったけれども、しかし、具体的にどういう中身だったのかというのはあまりはつきりしていないようなので、誰に聞いてもコミュニティのイメージがはつきりしないのですね。ですから、コミュニティは非常に

重要な武蔵野市の伝統なのですが、今の時点でどう書くことが適切なのか、私自身がよくわからないところがあります。

その両方にまたがっている話ですから、ちょっと三鷹市のような例がすぐぽっと出てくる可能性は今の時点でないですね。でも、それは、むしろ自治基本条例とか議会基本条例とかというところで始まるべきものではなくて、もっと具体的に、地域の学校の開かれた学校づくりをどう考えるのかとか、それこそ武蔵野のコミュニティをこれからどう考えるのかとか、そういう議論に着手することが重要なのではないのでしょうか。今となっては、武蔵野市では。

【副座長】 ある他の自治体で私も、自治基本条例の条文の検討の段階でもう4年ぐらい入ってやっていて、それで三鷹市のものも見ました。あえて私は外しました。私は反対だと言って外した。なぜ反対かと言ったら、それはまさに市長の問題でしょう。市長の責任じゃないですか。子どもの教育とか教育委員会の責任ではなくて、市長の責任でやるべきだというのが私の主張なんです。したがって、もしやるとしたら「市長等」という定義の中に教育委員会が入っていますから、これで十分クリアできるはず。あまりそれを「教育委員会」と規定してしまうと、実は、教育委員会は傍聴できませんね。

【座長】 できます。

【副座長】 市民参加は限られますね。限定で。当然、議会とまた違った雰囲気でもともとが傍聴を前提としてやっていませんから、会議を開いていませんから。

【座長】 武蔵野市の場合は、前から傍聴しています。

【副座長】 しているけれども、議場みたいに広いところでやっていないから、だから限られてしまう。そうすると、教育委員会の場合には公開制が非常に弱いといいますかね。それで、市長の場合には公開を基本に議会が直接やりとりできますね。したがって、議会の立場から言ったら、教育委員会の問題をやるとすると、一度、教育長を呼んで教育長とやり合う。それで、議員の場合には、教育委員会には参加できませんね。したがって、そういう面の議会を見ただけでも透明性に欠けるといいますかね。したがって、それは市長の責任でやるべきだ。

これは、私は何を言いたいのかというと、今「責任」と言いましたけれども、いじめとか学校事故の場合に、誰が最終的に責任をとるのか。責任というのは損害賠償ですね。これは首長なんです。それで、最初に出てくるときには、いろいろなニュースを見てください。必ず教育委員会が出てくるんです。それで、教育委員会でだめになった場合に市長が出てきて、そうすると市長がとなると、今の論調で言ったら、市長が出ないで教育委員会で処理しなさいという話になってしまいますね。

ですから、最終的な責任は、やはり行政の総合調整権を持っている首長にあるのだということを確認にして、例えば教育委員会の問題、今コミュニティって結構アバウトな議論をしましたけれども、教育委員会には大きく分けて学校教育と社会教育があるんですね。それで、学校教育というのは文部科学省からおりてきますね。その後は社会教育。この社会教育の市長と教育委員会とのすみ分け、これはそれぞれ自治によって違ってきます。

それで、武蔵野市の場合には、生涯学習、これは市長部局にありますね。そうだとしたら、もともとは教育委員会に社会教育としてあったものを、教育委員会ではなくて市長の教育として、市の責任として、その代表者として責任を持つのだと明確にしている。これは武蔵野市の歴史です。これは、私がずっと企画課長のときから主張しまして、なるべく教育委員会の社会教育の問題を徐々に市長部局に持って行って、議員と直接公開で議論ができる、こういう場に持っていこうといった努力です。したがって、三鷹方式というのは私は賛成できない、こういう主張を持っている。それで、事務的にそれやってきて、いまだに私は、三鷹市よりも武蔵野市のほうがはるかにいいなと思っています。

【H議員】 補足いたしますと、本当は学校と地域との連携協力の推進を図る必要があるのではないかと考えておまして、私としては、主語が「教育委員会」でなくてもいいと思っています。例えば「市長等は、地域の力を生かし、学校づくりを進める」、そんな表記でもいいと考えております。

【I議員】 教育委員会が要るのか要らないのかという議論もありますのでね。そういう意味では、社会教育をやめた武蔵野市ですので、今、副座長がおっしゃるとおり、その部分を教育委員会の御簾の向こうに入れなくて、こちら側に引き寄せてという、そこは私も全く否定しないところなんです。

ただ、コミュニティ・スクールを導入するのであれば、そうだとすると、やはりこれは教

育の場に地域を巻き込むお話になり、開かれた学校づくり協議会も、今、名称はそうなっているのですが、武蔵野市は実際に地域支援本部的な機能にはなっていないのです。だとするならば、表現はさまざまだと思うのですが、地域と学校の関係というのは、やはり記述を必要とするようになっていくだろうと思っているのですね。

ですので、法律も変わって、総合教育会議で市長がトップなのですから、そういう意味では、市長が学校設置責任者としての責務と義務を果たす制度に変わっているわけですので、そこは存分に、逆に、あまり政治的な思想に傾斜することなく、公平な観点できちんと地域との連携を図っていくことが、おかしい話ではないと思っております。

【副座長】 教育委員会でやってはいけないとか、そういう問題ではなくて、自治基本条例で、この中でも「市長等は」ということで教育委員会も加われるから、それを根拠規定にして、ぜひそれは子どものために、地域コミュニティ、学校単位でやってくださいよ、こういうようなことは十分根拠として成り立つ。

それから、もう一つ付け加えたいのは、スポーツ振興事業団がありますね。なぜスポーツ振興事業団なんですかということなんです。これは、私がいたときにある程度理論的に検討したのですが、これは、社会教育を可能な限り縮小して、社会教育の体育課を可能な限り縮小して、その部分を競争という手法でできる、民間手法でできる事業団にして、それで市民に納得できるようなスポーツ活動をやるということで、結構いまだに続いている。これは、実は体育課から離して、市長部局の市長の責任にしているということがポイントなもので、その裏を踏まえながら今後もよろしくお願いしますということですね。

【Ⅰ議員】 参加と協働の担保は教育なんです。社会教育から生涯学習と名称は変わりましたが、そのベースをきちんとした上で、市民参加と協働というのは、信頼と信用といいますか、その構造の中で成り立つことですから、言ってみれば、今まで副座長がさまざまな手法で武蔵野市独特のそういった生涯学習の組み立てをおつくりいただいたものを、より進化させた形で市民の皆さんにご理解いただくところから始めないと、今のお話なども多分議会は全く知らない話なのです。

コミュニティについての議論も、ある事件をきっかけに、さまざまな理解をしている議員がいるのだということもわかったのです。例えば、うちのコミュニティ政策はリーダーを育成しているはずだとか、そういう発言が出るのは、コミュニティ政策の根本的な理解がで

きていない話だと思うのです。ですので、まだコミュニティのあり方について議論が成熟していない状況が議会側にもございますので、正直ついていけないことになっていることを非常に危惧しているのです。

これまで地域の活動を熱心にされてきた赤十字奉仕団など武蔵野市特有の活動がございすね。こういった活動をそれこそ脈々と育ててきた方々が他界されていくという状況がある中で、伝承していくことさえも難しくなっているのです。

ですので、やはり武蔵野市が取り組んできた地域やコミュニティ政策ということをもう一度皆さんで共有する、その作業が、私は次への進化へとつながっていく大事な、時間はかかりますし労力も必要なのですが、やはりこの過去の努力をきちんと皆さんで共有した後のこれからの武蔵野市のあり方につなげていく議論を、ぜひこの条例を策定する機会にどこかで時間をかけてでも埋め込んでいただきたいという思いがあるのです。

学校のPTAもそうだったのですけれども、選ばれ方がどうあるかによって、その1年の運営が決まるのです。ジャンケンやくじで決めたときというのは、やはり心が一つにならないんですよ。みんなが重い神輿を上げたという経験を見届けたというところを経験して、初めてみんなで自分のやれること、自分ができること、一生懸命みんな汗かいてくれるんです。そうやって武蔵野市は恐らく地域を耕してきたと思っているのです。ですから、PTA不要論とか、もっと楽にしようよとかという話ではなくて、脈々と育て上げてきたことをもう一度みんなで振り返ってみる、そして今日的な形により進化させるということをぜひ作業の中に入れていただきたいと思っております。

【副座長】 時間があるのでちょっと言わせてください。今言っているコミュニティって、当然、コミュニティの区割りが出てくるのです。それで、実は非常に全国的に問題があるんですね。それで、コミュニティ住区、それから町内会、自治会、それから小学校区、中学校区、これが各自治体ともばらばらなんです。これをどう整理するかで、この中に入らないと市報も渡さないよとか、口きかないよとか、こんなような団体もあるやに——あるやにどうか、私が調べた段階ではあります。

したがって、武蔵野市はそういうことはないのですが、ただ、町内会はないですから、一部あるところはあると言っているのですが、ほとんどないですから、そうすると、今あるのはコミュニティ区、小学校区、中学校区、こういうふうに。そうすると、例えば市町村の合併を見えますと、明治の合併は、歩いてコミュニティが図れる距離が小学校区としてで

きている。それで、昭和の大合併は、自転車で歩いてコミュニティが図れる距離。ですから、中学生になったら自転車通学オーケーよというのはそのためです。それが根拠なんです。したがって、コミュニティの単位としての最小の問題をどこで押さえるか。これは、もちろん自治基本条例の中で書くべき内容ではないですけれども、そういう論点もあるということ、これを今後どうするかということを武蔵野市政で捉えてもらいたいというのが私の希望です。

【Ⅰ議員】 武蔵野市は、そういう意味では本当に重なり合った形になってしまっているわけですね。ですけれども、やはりすごいなと思うのは、小学校区単位の青少協が、川上村に毎年ジャンボリーで連れていくなどということは、多分全国にないのですね。それから、災害時要援護者対策事業で、災害時に誰かが必ず安否確認ができるなどということをシステム化できている福祉の会、これも多分武蔵野市しかないんですよ。それと、敬老訪問と称して悉皆調査ができる赤十字奉仕団のフットワークも、これは絶対全国で類いまれなんです。これは大学院でも先生方が驚かれたぐらいですから。

だから、こういった武蔵野がいわゆる地域と、これもコミュニティと呼んできたことなのだと思いますけれども、これをどう上手に、うまく継承し、新しい方々にもご理解をいただき、武蔵野市独自の地域づくりということをこの非常に複雑な区分けの中で実現していくか。

一番簡単なのは、小学校区と中学校区がうまく同心円にあって、そこにコミュニティセンターが1個あるという、またちょっと隣のことを言うと恐縮ですけれども、三鷹市はうまく7つに住区を分けていますね。あれはたまたまうまくいったのだと思いますけれども、武蔵野市の場合、こういう状況になっていて、これをあえて白紙に戻してもう一回やるというのは、これはもう間違った話ですから、どう生かすかということを、それこそ住民の皆さんと一緒に考えていくプロセスをどこかで必ず入れていただきたいと切に思うのですね。

それがないままに、「協働」ですとか「責務」ですとか「参加」ですとって、例えば活動で既得権を持っている団体や大きな声が出せる団体や数が多い団体に引きずられる形で行政がまたちょっと首根っこを押さえられてしまっている話とか、これは行政側は言い出しにくいでしょうから私が言います。それはまた、住民参加としてはいかなものかということも見受けられますので、やはりこの条例制定を機会に、もう一度自分たちの足元をきちっとそろえるということを市民全員でやる作業が、この条例づくりの一番大切なことなのではないかと。それなくして、常設型住民投票などというのは、私はとてもあり得ないことだと思っているのですね。

ですので、そういった本当に地味な作業なのですけれども、私は、武蔵野市のこれからをかなえる大変大切な一步を踏み出そうとしていらっしゃるのだと思っていますし、そこにかかわっているのだという責任を感じていますので、そこについては殊さら、しつこいようですけれども、申し上げたいと思っています。

【座長】 ありがとうございます。そろそろ……。

【H議員】 一言だけなのですが、自治基本条例に関連してパブリックコメントの手続条例というものも必要になってくると思います。私としましては、常設型の住民投票というのも一つの選択肢だと思うのですが、パブリックコメントを最大限生かして、常に市民の意見を聞き取る手法、インターネットをもっと活用して、そういった方法をもっと進めていただきたいと。場合によっては、直接民主制というものも可能性があると思いますので、そのような、決して議会が何でも決めたほうがいいとは思っていないということをお伝えしたいと思います。

【座長】 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

< J 議員 >

事務局において資料の確認をしたあと、座長から本日の趣旨について説明を行い、その後意見交換

【J議員】 このような機会をつくっていただきましてありがとうございます。

初めに、今回の意見交換会のペーパーでの意見表明が大変遅くなりまして申しわけございませんでした。7～8分でここに書いてあることを全部含めて説明させていただきます。

まず、基本的な立場ということなのですが、私は今5期目で、1回落選しましたが、土屋元市長の後半期から邑上市長、そして今の松下市長は1年弱ですが、議員として働かせていただきました。振り返ってみますと、今の市政は、評価しているところも多々ありますが、かつての土屋さんの時代の議会と行政、長の関係や市民参加のあり方、あるいは考え方としての人権とか女性の労働や家庭とかに対する評価に関しては、私はかなり違和感を持ってい

たほうです。それが変わりつつあるというのは実感しております。

私としては、自治基本条例は、かなり多くの自治体がもう制定しております。なぜ今かという、武蔵野市が、今あることをさらに前に進めるために、もっと目標をはっきり掲げた、もう一步進めるための条例にしていadakきたい、するべきだという考えを持っています。その内容は、自治であり、人権の尊重であり、平和ということですが、私自身は、ここに書きましたように、もともと自治基本条例を早く制定すべきだと思っておりました。ずっとそれを訴えてまいりましたが、前の市長の時代に、いろいろな環境が整わず足踏みをしていたと私は見ております。

それは本当に残念だったのですが、議会の中では、議会基本条例だけでもつくろうという声が上がって、それについては、「それはちょっとおかしいんじゃないの。後で自治基本条例を策定して、整合性がとれなくなったり、そもそも最高規範たる自治基本条例をつくるのが先じゃないか」ということで、入り口論でかなり議論をいたしましたが、多数の人が、自治基本条例が今なくても議会基本条例を議会で作ろうという方向だったので、私自身は、いろいろ違和感もありましたが、議会運営委員会の委員として参加いたしまして、いろいろ意見も述べてまいりました。

今、では、いつ制定するのか。市長は2019年度に自治基本条例を制定したいという意向も表明されておりますが、議会基本条例はもうかなり内容ができ上がっている状態です。今でも、可能であれば自治基本条例の制定と議会基本条例の制定は同じ時期のほうがいいと私は思っております。議会の中ではこれは少数意見だとは思いますが、意見表明は続けていきたいです。その上で、もちろん議会運営委員会や代表者会議等で方向性が決まったら、それに加わっていくことにやぶさかではございません。

次に、内容について4月に意見を出しましたが、懇談会から対応を出していただきましてありがとうございました。他の会派の意見等いろいろ聞いておりますと、常設型の住民投票制度や平和を独立した項目にしたことに関しては、かなり議論が分かれているようですが、私は、「市民」の定義に関して素案の内容は大いに支持しております。常設型の住民投票制度を設けることは大賛成で、これはずっと、もう随分前から議会でも主張してきたことで、ぜひ進めるべきだと思います。

ただし、公職選挙法の規定に準じた呼びかけとか運動方法に関しては、やはり公職選挙法自体に私自身、少数派や、あるいは力や組織がある人に有利だと思っておりますので、そこは、「準じる」ということに関しては削除していただきたいと思っております。

人権に関することを詳しく書いてくれとこの前申し上げました。これは、日本国憲法に書いてあること、その条文に加えて、国籍、身分、門地、年齢、性別、性自認・性的指向性、これはいわゆるLGBTの方などの人権に配慮したのですが、それから、障害のあるなし、それに加えて、出自、婚外子であるとかないとかということも含めてぜひ書き込んでいただきたいと思います。

もう一つ、在日コリアンのことに関しては、これは私しか言っておりませんが、武蔵野市は「平和の日」を制定しました。中島飛行機製作所に対する空襲で多くの犠牲者が出たということに関して、市全体で「平和の日」条例を制定したことは、大変よかったと思っております。ただ、もう一方で、あのアジア太平洋戦争がどういう性格の戦争であったのか。武蔵野飛行機製作所でつくられた戦闘機、エンジンですけれども、どういう役割を果たしたのかということに関して、これはアジアや国際的な視野で見たほうがいいと思います。とはいえ、政治的にデリケートな問題ももちろんあると思います。ですので、事実の問題として朝鮮人の方がいらした。そして、戦後も八幡町ですとかに住んでいた。貧しい暮らしを強いられた。そういったことに関しては書いていただきたいと、これは切にお願い申し上げます。

4点目は、第三者機関の設置ですけれども、これについて、私も調べたり弁護士に聞いたりいたしましたが、確かに法務省の管轄の機関がございますが、自治体でそれをつくってはいけないということにはならない。やはり身近な自治体こそ、そうしたことに對して、今、セクハラ、パワハラだったり、いろいろな人権侵害が起きています。それを身近なところで是正ができるような措置をとることは、これは非常に大きなことだと思っております。

次に、議会の関係ですけれども、私としては、基本的には、自治基本条例に書き込むことに関しては慎重であるべきだと思います。ただし、会期に関しては、これはちょっと書くのを忘れましたが、書き込んだほうがいいと思います。それは、行政と議会の双方に関係することだから書き込まないと整合性がとれないと思います。

内容の点はあまり書き込むべきではないと申し上げました。それはそう思っていますが、反問権に関して、私はこれは議員の立場としては、行政が言うことに対して権限を与えるわけですからどうなんだという意見もありますが、一定のルールのもとに、これはあったほうが絶対いいと、これは強く議会運営委員会の中でも主張してきました。これはある意味、今の議会の中で行政の提案に割と何でも賛成しているのではないかという見方があったり、もしくは、根拠もなく政争というか、あの人が気に入らないから反対をするというようなことにならないように、政策の基本になっているデータとかをきちんと議員がつかんでおくこと

などが必要だと思っているからです。

最後に、議会の役割はいろいろありますけれども、あまり合意形成だけを強調されることには、私は違和感があります。政党があり、政治団体があり、外野があり、個人でやっている議員もいます。ですので、一致してやらなければいけないときは議論を尽くして決めるべきけれども、議会の役割は合意形成だけではないということは申し上げておきたいと思います。

以上です。

【座長】 どうもありがとうございました。

こちらから何かおっしゃることはありますか。

【副座長】 合意形成については確かにそのとおりなのですが、あくまでも「合意形成に向けて」という表現になっているはずなので、当然議会は合議機関ですから、議決機関で合議機関。合議機関というのは、最終的には、反対しようが、賛成しようが、賛成が2分の1プラス1だったならば、これで過半数議決ですから、そういう2分の1プラス1の決定に向けてという意味としてご理解いただけたらいいなということですね。

それから、人権の問題、在日コリアンの問題、これについて、この自治基本条例というのは、もともと何なのかということに直接かかわってくるのですけれども、私の考え方は、住民参加の手續の民主主義としての形成過程における、あるいは形成後における評価過程、評価の手續の基本条例であると理解していますから、それに踏まえて、民主的に決めるというのであれば、その問題は別の条例なり政策なりでやって、自治基本条例に盛り込む、要するに手續条例の完成形、民主主義の完成形としての位置づけの流れの中でこれを書くべきかどうかということと思います。

それから、セクハラ、パワハラについても、当然、これは刑法の問題とか、法律の問題とか、あるいはプライバシーとか個人の家庭の問題にも入ってきますね。これを一自治体でどこまでそれが取り上げられるかということは、自治基本条例の中でやるのだとしたら、個別の条例と個別の政策の中でやって、こういう自治基本条例の手續を踏まえながらやってください、という内容にしたほうがいいのではないかというのが私の考え方です。

【座長】 ほかの方々もどなたか発言があれば。ご感想なり何なり。よろしいですか。

副市長さん、よろしいですか。

それでは、きょうはどうもありがとうございました。